

公募・企画競争方式による学納金収納代行業務受託事業者選定の公示

次のとおり業務提案書等の提出を招請します。

平成22年 8月 2日

独立行政法人国立高等専門学校機構本部
契約担当役 事務局長 大槻 秀明

1 業務概要

- (1) 業務名 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務
- (2) 業務内容 口座振替による学納金の収納代行業務及びそれに付随する業務
- (3) 契約期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日

2 参加資格

(1) 参加を申込み事業者（以下「参加申込事業者」という）に要求される資格

- ① 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しないこと
- ② 東京都内に本店もしくは支店、営業所を有すること
- ③ 平成12年度以降に、単一の委託者から年15万件以上の口座振替による収納代行業務を受託している実績を有すること
ただし、当該受託実績は1回の請求で6万件以上の振替を行う請求が含まれるものであること
- ④ 法人税の未納税額がない事業者であること
- ⑤ 経営状態が健全であること
- ⑥ 不正または不誠実な行為がないこと

3 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

参加申込事業者は、公募・企画競争方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）を所定の期限までに提出すること。

参加申込書には本公示2（1）に掲げる参加資格を有する証明として次に例示する書類等を添付すること。

- ① 会社概要（会社の経歴、本店、支店、営業所の所在が分かるもの）
- ② 契約書の写し（本公示2（1）③の要件を満たすことが証明できるもの1件）
- ③ 納税証明書
- ④ 直近の事業年度にかかる財務諸表類
- ⑤ その他資格要件を満たしていることが証明できる書類

参加申込書等の提出方法は、持参又は簡易書留とする。

(2) 参加申込書の配布

本公示下段の担当部局にて配布する。

(ホームページからダウンロードするか、担当部局にて受け渡し。)

(3) 参加申込書等の提出先

本公示下段の担当部局とする。

(4) 参加申込書等の提出期限

平成22年8月16日(月)まで

(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日を除く9時から17時まで)

(5) 参加申込事業者の参加資格審査

提出された参加申込書等により、参加資格を有すると認められた参加申込事業者を対象として、実施説明会を開催する。

参加申込事業者が公募・企画競争への参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格を認めない旨を通知する。

(6) 参加資格を認めないとされた参加申込事業者へ開示する事項

参加資格を認めないとされた参加申込事業者が請求する場合に限り、その者についてのみ参加資格を認めないとした項目名を書面で開示する。

請求は、書面をもって行うものとし、提出方法は担当部局へファックスにて行うものとする。

請求は、次に定める日までに行うものとする。

平成22年8月23日(月)

4 実施説明会

(1) 実施説明会の開催日時、場所

参加資格を有すると認められた参加申込事業者に別途通知する。

5 業務提案書等の作成、提出

(1) 業務提案書等の作成、提出

実施説明会時に貸与する実施説明書等により作成すること。

業務提案書等の審査を経て、受託事業者を選定する。

(2) 業務提案書等の作成に関する質問、提出期限、提出場所、部数及び提出方法等

実施説明会時に説明する。

(3) 業務提案書等の審査及び受託事業者の選定

審査は、会社内容に関する事項、危機管理、受託体制、受託実績、業務引継、見積金額等について、提案の公募・企画競争の意図との合致、実現可能性、適正な範囲内での効率性、他の方法との比較における優位性等を比較して行い、総合評価において最も得点の高い提案を行った参加事業者を受託事業者として選定する。

6 その他

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納業務受託事業者選定実施要項第21条各号の規定に該当するときは、失格となる。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な場合は複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 公募・企画競争参加にかかる費用については、参加申込事業者の負担とする。
- (5) 公募・企画競争に参加する事業者は、公募・企画競争終了後、実施説明会等において貸与された資料等を速やかに高専機構へ返還しなければならない。
- (6) 提出された書類は、高専機構以外から要請があれば、公正性、透明性及び客観性を期すため開示することがある。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

なお、詳細については「独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定実施要項」（平成22年5月20日制定）を参照願います。

担当部局

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町701-2

独立行政法人国立高等専門学校機構本部

財務課財務システム係 橋本

電話：042-662-3137

FAX：042-662-3138

(抜 粋)

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則
独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号

制 定 平成16年 4月 1日
一部改正 平成20年12月24日

(一般競争に参加させることができない者)

第4条 契約担当役は、会計規則第32条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当役は、次の各号の一に該当する者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定実施要項

平成22年 5月20日

(失格条件)

第21条 参加事業者及び受託事業者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、公募・企画競争の参加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

- (1) 第5条に規定する公募・企画競争の参加資格のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類等の作成に係る不正行為が認められた場合